例

第九十八条 改 者をいう 通いサ 第六十三条第一項又は第百七十 規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう 第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護 の場合において、 所等」という。 業所をいう 型居宅介護事業所 能型居宅介護事業所をいう。 能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第百七十条に 型居宅介護をいう。 着型サー 障害者に対し、 されていないこと等により生活介護を受けることが困難な 条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業 居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準第百七十 事業者をいう。 十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。 設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三 居宅介護事業者(指定地域密着型サー 居宅介護事業所等については、適用しない。 行う指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型 条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事 次号において同じ。)が二十九人(サテライト型指定小 指定通所支援基準条例第六十一条の二の規定により基準 基準第六十三条第七項に規定するサテライ 規模多機 受けた障害者及び障害児の数との合計数の上限をいう。 めに当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定 は厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定 該当放課後等デイサービスとみなされる通いサ くは指定通所支援基準条例第八十一条において準用する り基準該当児童発達支援とみなされる通いサー ビス、 条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサ 指定地域密着型サービス基準第六十三条第一 により自立訓練とみなされる通いサー (当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者( 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員 ビス基 定小 ビスをいう。以下同じ。)を提供する場合には、 のうち通いサ 一条第一項に規定する登録者をいう。)の数とこの 以下 指定通所支援基準条例第六十一条の二の規定によ ビス基準第六十二条に規定する指定小規模多機能 規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例) ビスを基準該当生活介護と、当該通いサ 以下同じ 次に掲げる基準を満たした指定小規模多機能型 能型居宅介護事業所 「特区省令」という。 指定小規模多機能型居宅介護 以下同じ。 を基準該当生活介護事業所とみなす。こ 十三条第一項に規定する指定小規模多機 前条の規定は、 (指定地域密着型サ 以下同じ。)又は指定看護小規模多機 ービス(指定地域密着型サービス基準 がが (平成十五年厚生労働省令第百三十 指定小規模多機能型居宅介 正 又は指定看護小規模多機能型 )又は指定看護小規模多機能 地域において生活介護が提供 一条第一項に規定する通い (指定地域密着型サ 当該指定小規模多機能型 )第四条第一項の規定 ・ビスの事業の人員、 ビスを利用するた ビス基準第百七 卜型指定小規 (指定地域密 項又は第百 ビス若し ービス又 ービスを 護 以下同 当該 事業 案 現 第九十八条 されて 居宅介護事業所については、適用しない 第六十三条第一項に規定する通 障害者に対し、 第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護 十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。 設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三 の場合に 介護事業所 能型居宅介護事業所をいう。 行う指定小規模多機能型居宅介護事業所(同項通いサービスを基準該当生活介護と、当該通い 型居宅介護をいう。)のうち 着型サービス基準第六十二条に規定する指定小規模多機能 事業者をいう。 居宅介護事業者(指定地域密着型サ 一号。 (指定小規模多機能型居宅介護事業所 定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特 指定通所支援基準条例第六十一条の二の規定により基準 次号において同じ。)が二十五人 は厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規 該当放課後等デイサー り基準該当児童発達支援とみなされる通いサー 条の規定によ る登録者 指定地域密着型サー 受けた障害者及び障害児の数との合計数の めに当該小規模多機能型居宅介護事業所 により自立訓練とみなされる通い 定事業を定める省令 くは指定通所支援基準条例第八十一条において準用する ビス、指定通所支援基準条例第六十一条の二の規定によ (当該指定小規模多機能型居宅介護事業所 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所 V において、 以下「特区省令」という。 をいう。 ないこと等により生活介護を受けることが困難な 次に掲げる基準を満たした指定小規模多機能型 通いサ 指定小規模多機能型居宅介護 以下 り基準該当生活介護とみなされる通いサ 行 以下同じ。)を提供する場合には、 前条の規定は、 同じ。 -ビス ・ビス基準第六十三条第一 (平成十五年厚生労働省令第百三十 ・ビスとみなされる通いサービス又 (指定地域密着型サ 以下同じ。 地域において生活介護が提供 V. に規定する指定小規模多機 サ 当該指定小規模多機能型 )第四条第一項の規定 をいう。) 条 ・ビス ビスの事業の人員、 に関する特例) ビスを利用するた を基準該当生活 とみなす。 (指定地域密 の数とこの 項に規定す の登録者 の登録定員 サ をいう。 -ビス若し ビス基準 Ė 登録を 当該 こスを

ては、十八人)以下であること。模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)にあっ

ビスの 第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス サービスとみなされる通いサービス又は特区省令第四条 条例第六十一条の二の規定により基準該当放課後等デイ 基準条例第八十一条において準用する指定通所支援基準 援基準条例第六十一条の二の規定により基準該当児童発 準該当生活介護とみなされる通いサービス、 居宅介護事業所にあっては十二人)までの範囲内である 欄に掲げる利用定員、 定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては次の表の の二分の一から十五人(登録定員が二十五人を超える指 の上限をいう。以下この号において同じ。)が登録定員 を受ける障害者及び障害児の数との合計数の 達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援 所等の通いサービスの利用者数とこの条の規定により基 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサ 欄に掲げる登録定員の区分に応じ、それぞれ同表の下 利用定員 (当該指定小規模多機能型居宅介護事業 サテライ 卜型指定小規模多機能型 指定通所支 一日当たり

二十九	<u>-</u> +	<u>-</u> +	登
九人	一十八人	六人又	録
		一十六人又は二十七人	定
		七人	員
十八人	十七人	十六人	利
			用
			定
			員

四十二年 (日本) 出該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の別との合計数であるとした場合における指定地域密着型とみなされる通いサービス又は特区省令第四条第一項の規定により直立訓練供する通いサービスの利用者数とこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第八十一条の二の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス又は特区省令第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスとみなされる通いサービスとみなされる通いサービスと表達を表が通いサービスの利用者数との合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第六十三条又は第百七十一条に規定する基数との合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第六十三条又は第百七十一条に規定する基数との合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第六十三条区は第百七十一条に規定する基数との合計数であるとした場合における指定が選手業所等の従業者のというによります。

五略

下「基準該当短期入所」という。)の事業を行う者が当該第百十二条 短期入所に係る基準該当障害福祉サービス(以信定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

五人	の二分の一から十五人
「同じ。) が登録定員	の上限をいう。以下
ける障害者及び障害児の数との合計数の一日当たり	を受ける障害者及
り自立訓練とみなされる通いサービス	第一項の規定によ
れる通いサービス又は特区省令第四条	サービスとみなさ
例第六十一条の二の規定により基準該当放課後等デイ	条例第六十一条の
米において準用する指定通所支援基準	基準条例第八十一条に
る通いサービス若しくは指定通所支援	達支援とみなされ
条例第六十一条の二の規定により基準該当児童発	援基準条例第六十
とみなされる通いサービス、指定通所支	準該当生活介護と
スの利用者数とこの条の規定により基	所 の通いサービ
(当該指定小規模多機能型居宅介護事業	ビスの利用定員(
指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサー	二 当該指定小規模
以下であること。	以

までの範囲内である

こと。

う。)が機能を十分に発揮し得る適当な広さを有するこ一号 の居間及び食堂をい一号 の居間定地域密着型サービス基準第六十七条第二項第三 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所 の居間及び

数との合計数であるとした場合に とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児のービス又は特区省令第四条第一項の規定により自立訓練 より基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサ準用する指定通所支援基準条例第六十一条の二の規定に 規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサ 数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる 供する通いサービスの利用者数が通いサービスの利用者 員数が 準を満たしてい ビス若しくは指定通所支援基準条例第八十一条において 通いサービス、 サービス基準第六十三条 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所「の従業者の 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所 、ること。 **〒該当児童発達支援とみなされる通いサー指定通所支援基準条例第六十一条の二の** おける指定地域密着型 に規定する基 の提

五.

下「基準該当短期入所」という。)の事業を行う者が当該第百十二条 短期入所に係る基準該当障害福祉サービス(以(指定小規模多機能型居宅介護事業所 に関する特例)

事業に関し満たすべき基準は、次のとおりとする。

基準第六十三条第五項又は第百七十 居宅介護のうち宿泊サービス(指定地域密着型サービス 定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型 サービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅 令第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通い 後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省支援基準条例第六十一条の二の規定により基準該当放課 通所支援基準条例第八十一条において準用する指定通所当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定 提供するものであること。 る宿泊サービスをいう。以下この条において同じ。 介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児に対し指 定通所支援基準条例第六十一条の二の規定により基準該 により基準該当生活介護とみなされる通いサー 模多機能型居宅介護事業者であって、第九十 指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規 一条第六項に規定す 八条の規定 ビス、 指

- 一 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業ビスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業がの利用定員の三分の一から九人(サテライト型小規模多機能型居宅介護事業が等の宿泊サービスの利用者数と基準該当短期入所の提供を受ける障害者及び障害児の数との合計数の一日当たけるであること。

略

附則

第一条 略

(地域移行支援型ホームの特例)

居援助の事業等」という。)を行うことができる。 めた場合においては、平成三十七年三月三十一日までの間 が、第百九十八条第一項(第二百一条の六において準用する を共同生活住居とする指定共同生活援助の事業又は外部サ を共同生活住居とする指定共同生活援助の事業又は外部サ を共同生活住居とする指定共同生活援助の事業又は外部サ を共同生活住居とする指定共同生活援助の事業又は外部サ を共同生活住居とする指定共同生活援助の事業又は外部サ を共同生活援助の事業の六において準用する

な量に満たない県又は当該区域において行うものである、十九条第二項第二号の規定により県が定める区域とする・以下同じ。)における指定共同生活援助の事業等を開等」という。)の量が、指定共同生活援助の事業等を開等」という。)の量が、指定共同生活援助の事業等を開める県又は当該共同生活援助(以下「指定共同生活援助を引き、以下同じ。)における指定共同生活援助の事業等を開める県又は当該共同生活援助(以下「指定共同生活援助とする」という。

ー 旨言ト見莫多幾點型品配入隻事美育であって事業に関し満たすべき基準は、次のとおりとする。

指定小規模多機能型居宅介護事業者であって

定小規模多機能型居宅介護のうち

定小規模多機能型居宅介護のうち

で小規模多機能型居宅介護のうち

で小規模多機能型居宅介護のうち

で小規模多機能型居宅介護のうち

で小規模多機能型居宅介護のうち

で小規模多機能型居宅介護のうち

で小規模多機能型居宅介護のうち

で小規模多機能型居宅介護のうち

基準第六十三条第五項に規定する宿泊サービス(指定地域密着型サービス)

提供するものであること。 宿泊サービスをいう。以下この条において同じ。)を

の利用定員の三分の一から九人
りの上限をいう。次号において同じ。)が通いサービス供を受ける障害者及び障害児の数との合計数の一日当た所。の宿泊サービスの利用者数と基準該当短期入所の提所。の宿泊サービスの利用者数と基準該当短期入所の提所。当該指定小規模多機能型居宅介護事業所。の宿泊サーー当該指定小規模多機能型居宅介護事業所。の宿泊サー

までの範囲内

であること。

おむね七・四三平方メー

トル以上であること。

附則

第一条 略

کے

2

三十人以下」とする。

三十人以下」とする。

三十人以下」とする。

三十人以下」とする。

三十人以下」とする。

三十人以下」とする。

三十人以下」とする。

い。 (地域移行支援型ホームにおける共同生活住居の構造等) の利用者の生活の独立性を確保するものでなければならな 支援型ホームであるものに限る。)の構造及び設備は、そ 支援型ホームであるものに限る。)の構造及び設備は、そ で表している。 の利用者の生活の独立性を確保するものでなければならな で表している。)の構造及び設備は、そ であるものに限る。)の構造及び設備は、そ であるものに限る。)の構造及び設備は、そ

(地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助等の提

定共同生活援助等を提供してはならない。

「いう。」は、利用者に対し、原則として、二年を超えて指事業等を行う者(以下「地域移行支援型ホーム事業者」と第四条 地域移行支援型ホームにおいて指定共同生活援助の

| 扱方針| | (地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助等の取

第五条 地域移行支援型ホーム事業者は、利用者が住宅又は第五条 地域移行支援型ホーム事業者は、利用者が住宅又は別間内に住宅等に移行できるよう、適切な支援を行わなけ期間内に住宅等に移行できるよう、適切な支援を行わなければならない。

等) (地域移行支援型ホームにおける共同生活援助計画の作成

第六条 地域移行支援型ホームについての第二百一条又は第第六条 地域移行支援型ホームについての第二百一条の十二において準用する第六十一条の規定の適用 については、同条第二項中「営むこと」とあるのは「営み 規定する住宅等に移行すること」と、同条第四項中「達成 規定する住宅等に移行すること」と、同条第四項中「達成 財」とあるのは「達成時期」とあるのは「達成時期」とあるのは「達成時期」とあるのは「達成時期」とする。

(地域移行支援型ホームに係る協議の場の設置)

第七条 地域移行支援型ホーム事業者は、指定共同生活援助第七条 地域移行支援型ホーム事業者は、指定共同生活援助がら必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならながら必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならながら必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならながら必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

同生活援助の事業等の提供状況等を報告し、協議会等によの(以下「協議会等」という。)に対して定期的に指定共項の協議会その他これに準ずるものとして知事が認めるも2 地域移行支援型ホーム事業者は、法第八十九条の三第一

等を聴く機会を設けなければならな る評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望: 助言

助事業を行う者に関する特例) 敷地内に存する建物を共同生活住居として指定共同生活援 (平成十八年九月三十日において現に入所施設又は病院の

第八条 条第一項(第二百一条の六において準用する場合を含む。 定共同生活援助の事業を行う者に限る。)は、第百九十八 設又は病院の敷地内に存する建物を共同生活住居として指 」という。)(平成十八年九月三十日において現に入所施 定共同生活援助事業者(以下「指定共同生活援助事業者等 定共同生活援助の事業等 の規定にかかわらず、当該建物を共同生活住居として指 指定共同生活援助事業者又は外部サービス利用型指

を行うことができる

## 第九条

(指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等 用する場合の特例)

第十条 分四 護又は重度訪問介護の利用を希望する場合には、第百九十該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介 九条第三項の規定は、 ができる者であって、区分省令第一条第五号に規定する区 介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けること する区分六に該当するものが、共同生活住居内における当 当該利用者については、適用しない。 同条第六号に規定する区分五又は同条第七号に規定 指定共同生活援助事業所の利用者のうち、 平成三十年三月三十一日 重度訪問 までの 間

利用者について 三項の規定は、 げる要件のいず 以外の者による居宅介護(身体介護に係るものに限る。以 生活住居内における当該指定共同生活援助事業所の従業者 又は同条第七号に規定する区分六に該当するものが、 条第五号に規定する区分四、 下この項において同じ。)の利用を希望し、 指定共同生活援助事業所の利用者のうち、 平成三十年三月三十一日 は、適用しない れにも該当する場合には、 同条第六号に規定する区分五 第百九十九条第 までの間、 次の各号に掲 区分省令第一 共同 当該

一及び二

らニまでの規定中「利用者の数」とあるのは、「利用者の にあっては、 (附則第十条第一項又は第二項の規定の適用を受ける者 前二項の場合において、 当該利用者の数に二分の一を乗じて得た数) 第百九十六条第一項第二号口 カュ

一条~ 第十四条

> 助事業を行う者に関する特例) 敷地内に存する建物を共同生活住居として指定共同生活援 (平成十八年九月三十日において現に入所施設又は病院  $\mathcal{O}$

第二条 活援助の事業(以下「指定共同生活援助の事業等」という 定共同生活援助の事業を行う者に限る。)は、第百九十八 設又は病院の敷地内に存する建物を共同生活住居として指 」という。) 定共同生活援助事業者(以下「指定共同生活援助事業者等 定共同生活援助の事業又は外部サ 条第一項(第二百一条の六において準用する場合を含む。 の規定にかかわらず、当該建物を共同生活住居として指 を行うことができる。 指定共同生活援助事業者又は外部サービス利用型指 (平成十八年九月三十日において現に入所施 - ビス利用型指定共同生

## 第三条

を利用する場合の特例) (指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等

第四条 分四、 護又は重度訪問介護の利用を希望する場合には、第百九十 ができる者であって、区分省令第一条第五号に規定する区 介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けること 九条第三項の規定は、 該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介 する区分六に該当するものが、共同生活住居内における当 当該利用者については、適用しない。 同条第六号に規定する区分五又は同条第七号に規定 指定共同生活援助事業所の利用者のうち、 平成二十 七年三月三十一日までの間 重度訪問

2 三項の規定は、平成二十七年三月三十一日までの間、 生活住居内における当該指定共同生活援助事業所の従業者 又は同条第七号に規定する区分六に該当するものが 利用者については、 げる要件のいずれにも該当する場合には、 下この項において同じ。)の利用を希望し、次の各号に掲 以外の者による居宅介護 条第五号に規定する区分四、同条第六号に規定する区分五 指定共同生活援助事業所の利用者のうち、 適用しない (身体介護に係るものに限る。以 第百九十 区分省令第 -九条第 共同

一及び二

3 」とする。 数(附則第四条第一項又は第二項の規定の適用を受ける者 らニまでの規定中「利用者の数」とあるのは、 にあっては、 前二項の場合において、 当該利用者の数に二分の一を乗じて得た数) 第百九十六条第一項第二号ロか 「利用者の

第五条 第八条